

発委第5号

インターネット、SNSを利用した犯罪被害の防止対策並びに誹謗中傷等の抑止及び被害者救済を求める意見書案

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和7年6月17日

別海町議会議長 西 原 浩 殿

提出者 別海町議会福祉文教常任委員会
委員長 外 山 浩 司

インターネット、SNSを利用した犯罪被害の防止対策並びに誹謗中傷等の抑止 及び被害者救済を求める意見書

近年、SNS上の広告で著名人などをかたって主催するセミナーや投資ビジネスへ勧誘、架空の投資を継続させ、金銭をだまし取る「SNS型投資詐欺」や、SNSを利用して恋愛感情を抱かせて金銭をだまし取る「SNS型ロマンス詐欺」による被害が全国的に急増している。

また、SNSで実行犯を募集する、いわゆる「闇バイト」を利用した手口の犯罪は特殊詐欺のみならず強盗等にまで拡大している。

こうした脅威に対応していくために、新たな捜査手法の導入をはじめとして、これまでになかった抜本的な対策を講じていく必要がある。

また、SNS等においては、匿名の発信者による激しい誹謗中傷や差別的言動などが後を絶たず、被害者が自殺に至るなど、深刻な社会問題となっている。

国は、昨年5月プロバイダー責任制限法を情報流通プラットフォーム対処法に改正し、大規模プラットフォーム事業者に対して、対応の迅速化や運用状況の透明化に係る措置を義務づけ、誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処することとしたところである。

一方、発信者情報の開示請求は、裁判手続など被害者に大きな負担となっており、実効性のある仕組みを速やかに整備する必要がある。

よって、国においては、次の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 あらゆる機会を通じて、国民を被害に遭わせないため、SNSへの関わり方、利用上の注意等について、広報啓発活動をより一層推進すること。
- 2 SNSや匿名性の高い通信アプリが犯行グループの通信手段として悪用されているにもかかわらず、本人確認義務がなく、通信履歴の保存も十分ではない現状がある。

そのため、これらのインターネットサービスを提供している事業者に対して、本人確認の厳格化を要請し、適切なルールを早急に確立するとともに、大規模プラットフォーム事業者に対する違法・有害な虚偽情報の削除対応の迅速化や運用状況の透明化の義務づけを速やかに施行するなど総合的な対策を進めること。

- 3 日本国内において、通信サービスを提供する外国事業者等については、日本法人等窓口を設置させ、照会への回答など必要な情報が迅速にやり取りされる環境を整備すること。
- 4 新たな捜査手法の確立や環境整備により、「闇バイト」等情報に関する情報収集やSNS等からの削除、取締り等を推進すること。
- 5 SNS等インターネット上の誹謗中傷等を抑止し、迅速かつ円滑な被害者救済を実現するため、開示対象となる発信者情報の追加やプロバイダー等による発信者情報の開示の円滑化など、被害者の負担軽減につながる制度改正を速やかに行うこと。
- 6 インターネット利用者の情報モラルやネットリテラシーを向上するため、広報啓発活動をさらに積極的に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月17日

北海道野付郡別海町議会議長 西 原 浩

(意見書提出先)

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 法務大臣 内閣官房長官 デジタル大臣 内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 警察庁長官